



2020年1月29日

SOMPOひまわり生命保険株式会社

「先進医療」の保障を付帯する契約にご加入のお客さまへ

現在、厚生労働省にて2020年度の診療報酬改定に向けて、先進医療に関する検討が行われています。その中で「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」（以下「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等）は「先進医療から削除する方向で検討することが適当である」との評価がなされ、先進医療から削除される見込み（2020年3月末の厚生労働省告示をもって決定予定。）です。

当社の「医療保険(2014)」等に付加できる「医療用新先進医療特約」等の保障では、「先進医療による療養」をお支払対象としています。

お支払対象となる「先進医療による療養」とは、厚生労働大臣の定める「評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)」第1条第1号に規定する先進医療をいい、原則として療養を受けた日現在に規定されているものに限り、また、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限り、

そのため、「先進医療」から削除された場合、ご契約日にかかわらず、2020年4月1日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等は、原則として先進医療給付金の給付対象外となりますので、ご注意ください。

先進医療の説明につきましては、当社ホームページ「先進医療ネット」をご確認ください。

URL：<https://www.himawari-life.co.jp/senshiniryonet/>

また、お客さまが受けられる治療が「医療用新先進医療特約」等のお支払対象となる「先進医療による療養」に該当するか、治療を受けられる前に、厚生労働省のホームページ「[先進医療の概要について](#)」で最新の情報を必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

<対象の特約・保険種類>

- ・医療用新先進医療特約
- ・医療(08)用先進医療特約
- ・限定告知医療用先進医療特約
- ・先進医療特約条項(M08)(旧日本興亜生命)
- ・臓器移植医療給付金付先進医療保険(白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特約が付加されていない契約)

<お客さまお問い合わせ窓口>

カスタマーセンター 保険金・給付金請求ダイヤル **0120-528-170**

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00 / 土曜日 9:00～17:00

※日曜・祝日および12月31日～1月3日は除きます。

以上

SOMPOひまわり生命保険株式会社

経営企画部 広報グループ 〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル Tel.03-6742-2000 <https://www.himawari-life.co.jp/>